|  |
| --- |
| 借受申請書　当地における災害により一時的に増大する通信需要に対応し、重要な通信の円滑な実施を確保するために必要な体制を整備するため、総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（以下「令」という。）第三条第八号に基づく通信機器（又はそれに準じた取扱いを要する通信機器）の無償貸付を受けたいので申請します。　令第六条に規定の事項は、別記１～７のとおりです。総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 重要無線室長　　殿（通信機器の貸出を受ける団体において通信機器の運用に権限を有する者）　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　 |
| 貸付承認通知書　　　　　　年　　月　　日付申請を承認する。令第七条の規定に基づき、別記２～６及び８のとおり通知する。　　　　　　　　　　　　　　　　　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日 総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 重要無線室長 |
| 借受書　　　　　　年　　月　　日付貸付承認に係る通信機器の引渡し及び使用方法の説明を受けました。　通信機器使用に際しては、別記８貸付条件に従います。　令第八条に規定の事項は、別記２、４、５及び８のとおりです。総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 重要無線室長　　殿（通信機器の貸出を受ける団体において通信機器の運用に権限を有する者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　 |

【様式１】

別記

１　借受申請書提出時に、二重枠線内の１～７について記入してください。

２　借受書提出時に、「８貸付条件」の10項目について確認の上、左欄に同意を示すチェックを入れてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 申請者 | 氏名又は名称 |  |
| 住所 |  |
| ２ | 申請台数 | ＭＣＡ無線機　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  |  | 台 |
| 簡易無線機（デジタル簡易無線機) |  | 台 |
| 簡易無線機（IP機能付デジタル簡易無線機） |  | 台 |
| 衛星携帯電話（ワイドスターⅡ） |  | 台 |
| ワイドスターⅡ付属品（専用Wi-Fiルータ　　　）（専用外部アンテナ　　　）（専用外部アンテナポール） |  | 台台台 |
| 衛星携帯電話（ワイドスターⅢ） |  | 台 |
| ワイドスターⅢ付属品（専用外部アンテナ　　　）（専用外部アンテナポール） |  | 台台 |
| 衛星携帯電話（アイサットフォン） |  | 台 |
| 衛星携帯電話（イリジウム） |  | 台 |
| 公共安全モバイルシステム端末本体・ストラップ |  | 台 |
| 公共安全モバイルシステムオプション品（電池パック　　　　　）（電池パック専用充電台）（専用イヤホンマイク　） |  | 個個個 |
| 公共ブロードバンド移動通信システム（親局・子局　各１局） |  | 式 |
| 公共ブロードバンド移動通信システムオプション品（ウェアラブルカメラ）（ウェアラブルカメラ専用ノートPC） |  | 個個 |
| 衛星インターネット |  | 台 |
| 発動発電機 |  | 台 |
| 発動発電機付属品（ガソリン携行缶　　　　　）（ガソリン給油用ポンプ　　）（コードリール　　　　　　） |  | 個個個 |
| 可搬型蓄電池（パワーイレ・スリー） |  | 台 |
| 可搬型蓄電池（Jackery 1500 Pro） |  | 台 |
| その他（ ) |  | 台 |
| ３ | 使用場所 |  |
| ４ | 引渡場所（送付先）及び返却場所 | 住所　〒（　　　　　　　）受取人名電話番号メールアドレス |
| （返送先） | *（総務省記入欄）* |
| ５ | 貸付期間等 | 借受日 | 　　　　　　年　　　月　　　日　必着 |
| 返送日 | 年　　　月　　　日　予定（原則、貸付から１年以内） |
| ６ | 使用目的 | （記載例）・○年○月に発生した台風災害対応・○年度○県総合防災訓練（訓練期間：　　　～　　　） |
| ７ | 必要な理由 | （記載例）・災害により一時的に増大する通信需要に対応するため。・防災訓練における通信訓練実施のため。 |
| ８ | 貸付条件 | 以下の条件に従います。 |
| □　１　通信機器の運用に当たっては、電波法及びこれに基づく命令に定めるところに従い、監督に服すこと。□　２　通信機器は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。□　３　通信機器は、転貸し、又は担保に供しないこと。□　４　通信機器は、貸付の目的以外の使用及び改造をしないこと。□　５　通信機器について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外での使用をしないこと。□　６　通信機器は、貸付期間満了の日までに指定された場所に返却すること。なお、貸付期間の延長を求めるときは、予め総合通信局等に申し出を行うこと。□　７　通信機器を亡失又は損傷したときは、その旨及び理由についての報告書を重要無線室の長に提出し、その指示に従うこと。当該事故原因が災害又は盗難に係る場合は、関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。なお、注意を怠り、無線機を亡失又は損傷させた場合、その損害を弁償させる場合がある。□　８　重要無線室の長は、通信機器について、随時に調査し、若しくは報告を求め、又は維持、管理及び返却に関して必要な指示をする場合がある。　　　　なお、通信機器は、借受人が貸付条件に違反したとき又は重要無線室の長が特に必要と認めたときは、満了日前に返却を指示する場合がある。この場合は、重要無線室の長の指示に従い速やかに返却すること。□　９　ＭＣＡ無線機は、借受人毎に設定・通知されたグループ番号（３桁）によりグループ通信すること。ただし、情報共有の制限が必要な場合は、取扱説明書を確認し、その都度個別番号（４桁）により個別通信するか、グループ番号（３桁）の下１桁に限り設定変更しグループ通信すること。□　10　公共安全モバイルシステムは、借受人毎に設定・通知されたグループによりグループ通信すること。ただし、情報共有の制限が必要な場合には、通知されたグループの範囲内で借受人毎に１名ずつ指定した管理者（４桁のID番号のうち最も数値が小さいもの）が新たにグループを設定するか、個別通信すること。 |
| 備考（端末番号等） |  |